○農林水産省告示第千九百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町養津呂字ツロ三〇、三五、四四、字寺垣内九〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字大畑一三六、一四一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字ツロ三〇・三五・四四・字寺垣内九〇の一・字大畑一三六・一四一（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県田辺市本宮町高山字吹越谷九四二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市熊野川町西敷屋字坊田一三五一、字垣内一三五三、一三五五から一三七七まで、一三七三の一、一三七三の二、熊野川町鎌塚字熊谷五三四、五三四の一、五三五から五三七まで、五三七の一から五三七の九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字垣内一三七三の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　和歌山県和歌山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

和歌山市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び和歌山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規定（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

勝浜沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十九年国土交通省告示第八百七十八号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）

群馬県利根郡みなかみ町上牧

字木戸澤　二二〇番　一号及び二号

一八七番　三号

一九四番　四号

二〇六番　五号

字大アグ　一六一番　六号及び七号

一八二番　八号

一六五番　九号

一六七番一　十号

字鳥居原　一〇六番　十四号

一〇八番　十五号

九二番　十六号

九一番七　十七号

一一二番一　十八号

九一番六　十九号

七八番五　二十号

一一四番　二十一号

一一三番　二十二号から二十四号まで

字前澤　一四五番　二十五号

一四九番　二十六号

一五二番　二十七号及び二十八号

一五九番　十一号、十三号及び二十九号

一五八番　三十号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古城沢及び八幡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

群馬県利根郡みなかみ町月夜野

四〇一九番　一号

四〇一五番　二号から四号まで

字古城　一一二二番三　五号

字下矢瀬　三〇三四番一　六号

三〇二八番六　七号

三〇三一番　八号

字薮田　一七六九番一　九号

字下矢瀬　三〇二八番一　十号

三〇〇〇番一　地先河川敷　十一号

○国土交通省告示第千十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十三年十月十一日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

古城沢及び八幡沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和二十六年建設省告示第六百五十四号で指定した土地の区域